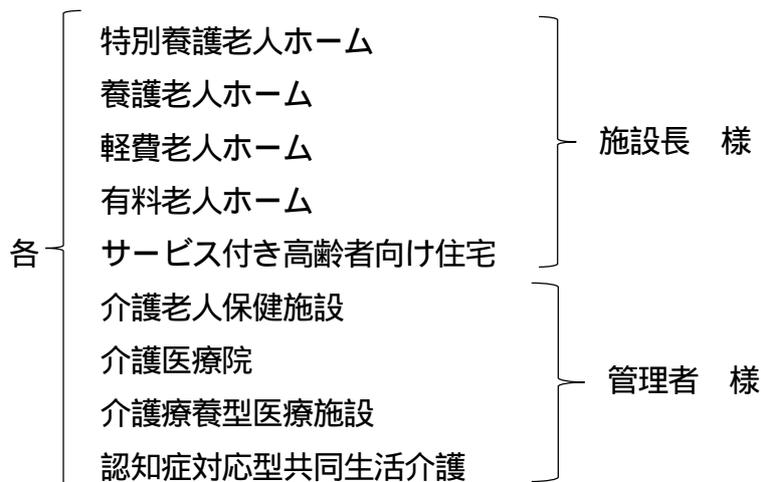


令和5年4月19日



千葉県健康福祉部高齢者福祉課法人支援班

高齢者施設従事者等への頻回検査に係る抗原定性検査キットの配付について
(依頼)

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。
標記の件につきましては、これまで、PCR検査又は抗原定性検査キットの配付により実施してきたところですが、今後も下記のとおり、抗原定性検査キットの配付により実施する予定です。

つきましては、検査キットが不要な場合は、令和5年4月25日(火)までに、
ちば電子申請サービスから報告をお願いします。報告がない施設には県が委託した事業者
(現在調整中)から検査キットが配送されます。

また、検査の開始時期については、感染状況等に応じて、別途お知らせしますので、
配付された検査キットは、頻回検査開始のアナウンスがあるまで、施設で保管し、
使用しないようお願いします。

記

1 配付対象

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、
認知症対応型共同生活介護

2 配付数量

- ・令和4年度の実績を勘案し配付を行います。
- ・実績のない施設等については、施設の規模に応じて配付します。

3 検査対象者

- ・該当施設内で日常的に勤務している職員（調理、清掃等職種を問わず対象）
- ・新規入所者（外泊や退院等で施設へ戻ってくる入所者を含む）

4 その他

- ・頻回検査を実施し、陽性反応が確認された場合、配置医師や協力医療機関などの医師から陽性確定の診断を受けていただくことが必要です。
- ・キットの使用数や検査結果、診断結果等について、記録を5年間保管することが必要です。
- ・検査開始までの流れや、県が委託した業者への実績報告など、詳細なスキームについては、追ってお知らせします。

5 ちば電子申請サービス（検査キットが不要な場合）

https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=19058



【問い合わせ先】

高齢者福祉課 法人支援班

電話番号：043-223-2350